

小牧市個人情報の保護に関する法律等施行細則の一部を改正する規則を
ここに公布する。

令和 7 年 1 月 19 日

小牧市長 山下 史守朗

小牧市規則第 44 号

小牧市個人情報の保護に関する法律等施行細則の一部を改正する規則

小牧市個人情報の保護に関する法律等施行細則（令和5年小牧市規則第13号）の一部を次のように改正する。

様式第3（表）中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削り、同様式（裏）中「住民基本台帳カード（注）。」及び「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」を削る。

様式第16（表）中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削り、同様式（裏）中「住民基本台帳カード（注）。」及び「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」を削る。

様式第25（表）中「又は住民基本台帳カード（住所記載のあるもの）」を削り、同様式（裏）中「住民基本台帳カード（注）。」及び「（注）住民基本台帳カードは、その効力を失うか、個人番号カードの交付を受ける時まで個人番号カードとみなされ、引き続き使用可能です。」を削る。

附 則

- 1 この規則は、令和8年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市個人情報の保護に関する法律等施行細則の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の小牧市個人情報の保護に関する法律等施行細則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。